



# とっぱずれ



銚子東ロータリー・クラブ Weekly Bulletin NO. 1930



日立海浜公園のほうき草 提供：宮内勝利会員

## 移動例会

第1930回 例会 平成23年10月25日

\*\*\*\*\*

点 鐘 … 木村 貞夫 会長

ロータリーソング … 手に手つないで

会 長 挨拶 … 木村 貞夫 会長

幹 事 報 告 … 黒田 幸一 幹事

## 移動例会

水戸方面

住金鹿島製鉄所企業訪問

出 席 報 告 … 出席・プログラム委員会

来週のプログラム(平成23年11月1日)

\*\*\*\*\*

## 卓 話

「伊能忠敬銚子測量の検証」

宮内 敏 氏

お食事「大新」



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2011~2012年度 RI会長 カルヤン・バネルジー

(Kalyan Banerjee)



## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

第 1929 回例会(平成 23 年 10 月 18 日)

### 会長挨拶

木村 貞夫

「果たすべき役割を知る人」

こんにちは。来週は移動例会「住友金属鹿島製鉄所」見学及び水戸方面があります。よろしくお願ひします。さて、果たすべき役割を知る人ということでお話しします。

人は誰にもやらなければならないことがある。最近ほしいことしかしない、それが自由だ、とうそぶいている若者たちが増えているというが、それは世間を知らない子供の判断である。「したいことをするのが自由ではない。人間としてすべきことをするのが自由なのです」と以前一人のインド人の神父がはっきりと言ったことがある。しかもすべきことを、気張ってやるのではなく、普通にさりげなくする、というのが、私は好きである。すべきことをしただけでそれを吹聴したり、いちいち褒められることを期待するのは、幼稚というものだ。私もどんなことでも普通にする人間でいたい。

すべきことをした人に、外部の者は深い感謝を忘れず、一方すべきことをした人は「なかに当然のことです」と淡々としている、という姿は、この上なく端正で美しい。こういう人間関係が社会に行き渡ったら、多分平和で骨格の正しい国家ができるのである。

### 幹事報告

- 1・ガバナー事務所より
  - ・R I 会員増強詳細報告
  - ・ハイライトよねやま 139
  - ・世界ポリオデーに寄せて：日本の皆さまへ 受領
- 2・千葉県立銚子特別支援学校より  
平成 23 年度「銚洋祭」の開催について (御案内) 受領
- 3・館山 RC より  
創立 55 周年記念誌 受領
- 4・BeCOM より  
「1 万人でまちあるきスターラリー」御礼及びご報告 受領
- 5・例会変更のお知らせ  
八日市場 RC より  
10/25(火)点鐘 18:30「キャニオン」  
霜降会(新入会員オリエンテーション)の為

11/8(火)→11/6(日)地区大会に振替の為 受領  
☆週報受領 館山 C 八日市場 RC 旭 RC

### 卓 話

「交通事故の撲滅と自動車保険」

山本 幸男 会員

私たち個人が世の中の交通事故を皆無にするという事はおそらく不可能でしょうが、しかし自分の会社の或いは組織の或いは家族が関係する交通事故を撲滅する事は、かなり可能であります。保険代理店の立場から日々関わっている交通事故についての実態と防止方法を考えてみたいと思います。



まず皆様の事業活動に於いて日常起こりうるトラブルは労働災害と交通事故(交通事故も従業員さんのケガなどが関係した場合は労災の一つですがここでは分けません)だと思いますが、これらが事業活動上いかに無駄事でありブレーキとなるかは説明するまでもありません。そこで企業経営上大きなマイナスとなる交通事故を撲滅する事により、経営品質の向上に寄与する事が重要だと考えます。

交通事故を引き起こす原因は様々だと思いますが、その実態から観て最大の原因は運転者が良く見ていない事です。良く見るという事は、前方注意と周囲の注意です。これを徹底する事が良く見るという事です。よく見ていさえすれば事故は絶対に起きないはずで。

次に車間距離を充分に取った余裕ある運転をする事です。例えば自動車どうしの事故形態で追突事故が全体の 3 割を占めます、かなり多いのです。追突事故の原因を調べてみますと、脇見やよそ見をしていた、前方を注意せず漫然と運転していた為に自分の前の前の車が急に止まった事に気付かず追突したというのが大変多いのです。これらに併せて車間距離の不充分というのが加わっているようです。車間距離が充分であれば万が一の前方不注意でもブレーキが間に合う時もあるのです。

次に一般的なものは車と車の出会い頭事故です。これは類型が多いのですが、例えば十字路での出会い頭事故や対向車同士での直進車と右折車の事故などが多数を占めます。これらも事故後の当事者に事故状況を聞くと、相手車が見えなかった、相手車がスピードを出し過ぎていた、交差出来ると思った、一時停止はきちんとしたのだが、などの言い訳が返ってきます。こうして眺めてみると、良く見ていなかっただけなのです。出会い頭事故は双方に過失が認められるのが一般的です、対向車同士での直進と右折では直進が優先で基本過失割合 20:80、直進優先と言っても過失 0 になる事は非常に稀です。一時停止標識側からの進行は劣後です。劣後道路からの進行

は特に注意が必要です。結果的に過失割合上大きな責任を負わされているからです。しかし優先であれ劣後であれ事故を起こさない方が良いのです。自動車運転の基本中の基本は十分な車間距離と良く見る事なのであります。

次に死亡事故では自動車と歩行者、或いは自動車と自転車との事故に多いです。幾つか扱った事故例を挙げますと。

- ・雨の夕方、運転者が落としたタバコを拾おうとして下を向き、前方不注意の状態になり時速 40 キロ程度で国 356 号を横断中の歩行者を撥ねた。撥ねられた歩行者はそのままダイレクトにピンポン玉のように対向車に叩き付けられた。
- ・夜 10 時頃、運転者が町中の十字路を時速 20~30 キロで右折した時、脇見により道路の歩行者に気付かず撥ねた。
- ・日没時、運転者が青信号で国道から脇道へ時速 10~20 キロ程度で右折した時、前方不注意により横断歩道上の歩行者を撥ねた。
- ・住宅街の十字路で運転者が前方及び周囲確認不十分で交差道路を横切った自転車と衝突して相手は死亡した。自車の時速は 20~30 キロ程度でした。
- ・住宅街の十字路で自車が時速 10 キロ程度で進入した時、交差道路の右方から時速 40~50 キロ程度で走って来た相手車と衝突して相手車は横倒しになり車から放り出された乳児が下敷になった。

右の例を見てみても、比較的低速であっても時と場合によっては死亡事故が起きてしまうのです。事故は思わぬ形で発生してしまうものであります。

そして原因は何と言っても、運転者の前方と周囲への不注意です。運転者が良く見ていなかったという事です。勿論これらの場合に相手方にも相応の過失があった事も否めません、相手も良く見ていなかったのです。

しかし右の例では相手が歩行者や自転車の場合には圧倒的に当方の過失が大きかったか、横断歩道上の歩行者等に対しては 10 割過失でありました。繰り返しになりますが、交通事故防止の方法は何と言っても①運転中には前方と周囲を良く見る事②車間距離を充分とる事③防衛運転を徹底する。という事に尽きると思います。防衛運転というのは安全運転以上の注意力と危険予測をした運転方法であり、例えば自分などは対向車であれ脇道から顔を出している車であれ、いつ急にぶつかって来るかもわからない、交差道路などから人や車やバイクなどが飛び出してくるかも知れないなどと想定して走っているし、又は信号待ちの停車中でもルームミラー越しに勢いよく走って来る後続車などは、よそ見をしているのではないかとの思いでブレーキランプをポンピングして注意を促す事もしばしばです。

保険屋として交通事故処理も仕事の一つなので、事故の恐ろしさを嫌というほど見ているだけに自分自身は絶対に事故をやらないし、もらう事もないぞとの信念から

防衛運転に徹して、これはある種職業病的な感覚なのかもしれません。過去何千件もの事故に関わり合っているので銚子を始め各事故現場と事故の状況は殆ど覚えており、自分自身の戒めにもなっているようです。

時に社有車（事業主所有車）で事故が起きた時の責任関係では、まず運転者（従業員の皆様など）は人身事故については①刑事責任（懲役、罰金等）②行政処分（免許の取り消し、停止、加点等）③民事責任（損害賠償責任）を負い、物損事故については普通、民事責任（損害賠償責任）を負います。ところで損害賠償責任は使用者である会社（事業主）も連帯責任を負う事になります。即ち人身事故については運行供用者責任を、物損事故については使用者責任を負う事になります。被害者としては運転者本人でも使用者である会社（事業主）でもどちらでも支払能力のある請求しやすい方に請求出来る事になります。ですから万が一の為に賠償資力を保つ必要があります。一般的にはやはり自動車保険での備えが有効です。改めて自動車保険の仕組みをご説明しますと、柱として対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、の4つが組み合わせられています。その他に各種の特約が用意されています。

- ・対人賠償保険は相手者に与えた死亡、後遺障害、普通の傷害に対する賠償の為の保険です。
- ・対物賠償保険は相手者に与えた物的損害に対する賠償の為の保険です。
- ・人身傷害保険は運転者を始め同乗者などを補償する保険です。内容は死亡、後遺障害、普通の傷害等の補償がされます。尚、人身傷害保険は個人契約や法人契約の特約付きではその契約者や代表者と家族の方々も所定の交通事故で補償されます。
- ・車両保険は車体その物の保険です。衝突事故、盗難事故、台風災害、特約で地震損害等が補償されます。

\*対人賠償、対物賠償、人身傷害保険は保険金額無制限で備えるのが良いでしょう。車両保険金額は当年度の時価額です。

事故発生時の心得

①警察届け②負傷者の救護③道路安全確保

以上は道路交通法第 72 条の法的義務でもあります。

④事故現場で安易に示談等はしない。そもそも示談とは人身事故であれ物損事故であれ損害額が確定した後に行うものであって、人身損害ならばケガが治癒した後に、物的損害であるならば自動車などの修理が終わった後に行うものです。まれに事故現場で相手に有利な約束や念書などを強要する者もいますが、こう言う事は断固拒否せねばなりません。

示談はあくまでも損害額確定後です。今は保険会社が示談代行するのが普通なのでご安心を。事故の無い事業環境を創り皆様の益々のご繁栄をお祈り致します。有難

うございました。

《参考》

交通事故発生状況（平成 22 年度）

	発生件数	死者数	負傷者数
・全国	725,773 件	4,863 人	896,208 人
・千葉県	25,914 件	184 人	32,196 人

交通事故形態（弊事務所の直近 130 件サンプル）

追突した	追突された	自損自爆	車相互	その他
23%	8%	30%	19%	20%

————ニコニコ————

### 木樽定雄君

10 月 15 日、今年も又、文化祭のオープニングにて書道吟の吟詠担当しました。

### 地区大会のご案内

★1 日目 11 月 5 日（土）

本会議 登録 12：30（13：00～17：18）  
「かずさアカデミアパーク」

晩餐会 18：00～20：30

「オークラアカデミアパークホテル」

★2 日目 11 月 6 日（日）

本会議 登録 9：00（9：30～15：30）  
「かずさアカデミアパーク」

アトラクション「たぬきばやし」

木更津市立木更津第一小学校

記念講演「日本のこれから」藤原 昌彦 氏  
（お茶の水女子大学名誉教授）

大懇親会 15：45～16：45

### 第 4 回定例理事役員会

日 時：平成 23 年 10 月 18 日（火）例会終了後  
議 題

- 1・10 月例会スケジュールの件 承認
- 2・観月会収支決算書の件 承認
- 3・次年度役員指名委員会の設置の件 承認
- 4・その他
  - ・千葉科学大学 RAC 清澄祭の展示物  
「銚子のおすすめお店マップ」について
  - ・会員より増強 PR の依頼

### 11 月例会スケジュール

- 第 1 例会 11 月 1 日  
卓話「伊能忠敬銚子測量の検証」 宮内 敏 氏
- 第 2 例会 11 月 8 日  
卓話「未定」 福田 昭浩 会員
- 第 3 例会 11 月 15 日  
卓話「未定」 小倉 重信 会員
- 第 4 例会 11 月 22 日  
卓話「未定」 銚子税務署 署長 黒澤 伸 氏
- 第 5 例会 11 月 29 日  
卓話「R 情報」  
R 情報委員会 網中 吉郎 委員長

### 前回の例会（10/18）報告

点 鐘 木村 貞夫 会長

出席報告

会員総数	36 名	出席規定除外数	9 名
出席者	27 名	出席率	77.14 %
10月4日		確定出席率	80.56 %

来訪ロータリアン

赤木靖春君 (旭RC)

欠席者 8名

メイクアップ

狩野君 (10/17 千葉科学大学RAC)  
平野君 (10/21 旭RC)

スモールコインBOX

小 計 ￥ 2,260-

累 計 ￥ 33,155-

ニコニコBOX

小 計 ￥ 8,000-

累 計 ￥180,600-

銚子東ロータリー・クラブ

銚子市三軒町19番地の4 銚子商工会館内 TEL0479(23)0750 FAX0479(25)8789  
メール [c-higashirc@tcs-net.ne.jp](mailto:c-higashirc@tcs-net.ne.jp) URL <http://www.tcs-net.ne.jp/~rc>

例会日時及会場 毎週火曜日 12時30分点鐘 銚子商工会館5階大会議室

会長 木村 貞夫 副会長 石上 明宏 幹事 黒田 幸一

クラブ広報・会報委員会 石井 哲也・川津 光雄・杉浦 武

表紙題字 網中喜一郎初代会長

R. I 第2790地区

ほととぎす 銚子は国の とっばずれ

古 帳 庵

江戸小網町の豪商鈴木金兵衛夫婦（古帳庵 古帳女）が銚子に遊んだときに

詠んだもので、この碑は圓福（円福）寺に現存する。